

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

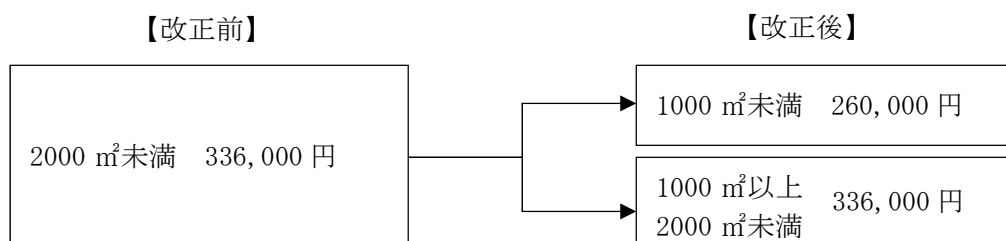
法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

①建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、

- ・特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象床面積が拡大されることから、適合性判定申請事務手数料等に区分を追加するもの

●適合性判定申請事務手数料追加の例



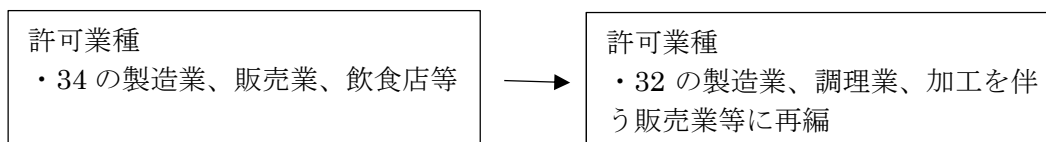
- ・エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と大臣が認める方法として、新たな計算手法が整備されたため、その手法を用いた場合の適合性判定申請事務手数料等を追加するもの
- ・同法に条項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例に定める同条に基づく許可等申請手数料の条項ずれを解消するもの
(都市整備部所管)

②食品衛生法の一部改正に伴い、許可業種の再編及び営業届出制度が創設されたことにより

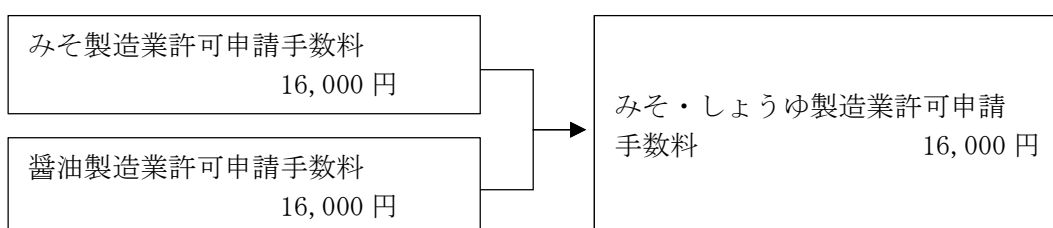
- ・行商の登録に係る申請手数料及び行商登録票等の再交付手数料を削除するもの
- ・飲食店営業等の許可に係る申請手数料の名称及び額を改正するもの
(保健部所管)

【改正前】

【改正後】



●許可業種の集約された例



3 施行期日

- ①建築物省エネ法の改正に伴うもの 令和3年4月1日
- ②食品衛生法の改正に伴うもの 令和3年6月1日

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）

改正案				現行			
別表				別表			
3 交付手数料				3 交付手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
十九及び二十	削除			十九	魚介類行商及びアイスクリーム類行商登録票の再交付	行商登録票再交付手数料	一件につき 六百五十円
				二十	魚介類行商及びアイスクリーム類行商登録記章の再交付	行商登録記章再交付手数料	一件につき 六百五十円
4 許可等手数料				4 許可等手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
三十六の十一の二	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物）手数料	一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下三十六の十	三十六の十一の二	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物）手数料	一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下三十六の十

<p>及び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。）</p>	<p>五の項、三十六の十六の項及び三十六の二十一の項において同じ。）の面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号）第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p><u>床面積の合計が千平方メートル未満のときは 二十六万円</u></p> <p>床面積の合計が<u>千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万九千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p>	<p>及び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。）</p>	<p>五の項、三十六の十六の項及び三十六の二十一の項において同じ。）の面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号）第一条第一項第一号イの基準を用いる場合_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が_____二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万九千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p>
---	---	---	--

		<p>ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合</p> <p><u>床面積の合計が千平方メートル未満のときは 十万千円</u></p> <p>床面積の合計が<u>千平方メートル以上二千平方メートル未満</u>のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円</p>			<p>ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合</p> <hr/> <p>床面積の合計が_____二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円</p>
三十六の十一の三	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項及	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物）手数料	三十六の十一の三	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項及	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物）手数料
		一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分の面積の区分に応じそれぞれに定める額			一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分の面積の区分に応じそれぞれに定める額

<p>び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査(工場、倉庫その他これらに類する建築物に限る。)</p>	<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合 <u>床面積の合計が千平方メートル未満のときは 二万八千円</u> 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三万九千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 九万二千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万七千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十七万円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十一万円 ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合 <u>床面積の合計が千平方メートル未満のときは 二万四千円</u></p>	<p>び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査(工場、倉庫その他これらに類する建築物に限る。)</p>	<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が_____二千平方メートル未満のときは 三万九千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 九万二千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万七千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十七万円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十一万円 ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	---	--	---

		<p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三万四千元</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 八万六千元</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十六万二千元</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十万千元</p>			<p>床面積の合計が_____二千平方メートル未満のときは 三万四千元</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 八万六千元</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十六万二千元</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十万千元</p>
三十六の十二	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十四条</u>第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（一戸建ての住宅）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十五条</u>第一項第一号に規定する建築物エネルギー</p>	三十六の十二	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二十九条</u>第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（一戸建ての住宅）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十条</u>第一項第一号に規定する建築物エネルギー</p>

	に限る。)	消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 四千元 ロイに掲げる場合以外の場合 三万四千元		に限る。)	消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 四千元 ロイに掲げる場合以外の場合 三万四千元
三十六の十三	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(共同住宅等に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(共同住宅等)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 住戸の数が四戸以下 八千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千元 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円 住戸の数が四十六戸以上 七万三千元 ロイに掲げる場合以外の場合 住戸の数が四戸以下 六万三千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五	三十六の十三	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(共同住宅等に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(共同住宅等)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 住戸の数が四戸以下 八千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千元 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円 住戸の数が四十六戸以上 七万三千元 ロイに掲げる場合以外の場合 住戸の数が四戸以下 六万三千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五

		千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千円 住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千円			千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千円 住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千円
三十六の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十四条</u> 第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をい	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(非住宅建築物)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十五条</u> 第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 <u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 一万四千円</u> 床面積の合計が <u>千平方メートル</u> 以上二千平方メートル未満のときは 二万四千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五	三十六の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第二十九条</u> 第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をい	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(非住宅建築物)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十条</u> 第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 <u>床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千円</u> 床面積の合計が <u>二千平方メートル</u> 以上五

<p>う。以下同じ。） に限る。）</p>	<p>千平方メートル未満のときは 七万三千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千円 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書きの規定を適用する場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円 <u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円</u> 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万</p>	<p>う。以下同じ。） に限る。）</p>	<p>千平方メートル未満のときは 七万三千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千円 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が<u>三百平方メートル</u>以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万</p>
---------------------------	---	---------------------------	---

		<p>円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <p><u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円</u></p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万</p>		<p>円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <hr/> <p>床面積の合計が<u>三百平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万</p>
--	--	---	--	---

		千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円			千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円
三十六の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する複合建	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(複合建築物)手数料 認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 複合建築物の住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)について住戸の数が一戸の場合は一戸建ての住宅とみなして、住戸の数が二以上の場合は共同住宅等とみなして三十六の十二の項及び三十六の十三の項に掲げる区分に応じて定める額 ロ 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の非住宅部分を非住宅建築物とみなして前項に掲げる区分に応じて定める額	三十六の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する複合建	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(複合建築物)手数料 認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 複合建築物の住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)について住戸の数が一戸の場合は一戸建ての住宅とみなして、住戸の数が二以上の場合は共同住宅等とみなして三十六の十二の項及び三十六の十三の項に掲げる区分に応じて定める額 ロ 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の非住宅部分を非住宅建築物とみなして前項に掲げる区分に応じて定める額

	建築物をいう。以下同じ。)に限る。)				建築物をいう。以下同じ。)に限る。)		
三十六の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十四条</u> 第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(建築物の一部に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(建築物の一部)手数料	認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額 イ 住戸の部分 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十五条</u> 第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 四千円に一の建築物に係る住戸について認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 三万四千円に一の建築物に係る住戸について認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額 ロ 非住宅部分 一の建築物に係る非住宅部分について非住宅建築物とみなして三十六の十四の項	三十六の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第二十九条</u> 第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(建築物の一部に限る。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(建築物の一部)手数料	認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額 イ 住戸の部分 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十条</u> 第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 四千円に一の建築物に係る住戸について認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 三万四千円に一の建築物に係る住戸について認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額 ロ 非住宅部分 一の建築物に係る非住宅部分について非住宅建築物とみなして三十六の十四の項

		に掲げる区分に応じて定める額			に掲げる区分に応じて定める額
三十六 の十七	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十六</u> 条 <u>第一</u> 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 三十六の十二の項から前項までに定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	三十六 の十七	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十一</u> 条 <u>第一</u> 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 三十六の十二の項から前項までに定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
三十六 の十八	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第四十一</u> 条 <u>第一</u> 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（一戸建ての住宅）手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第二</u> 条 <u>第一</u> 項 <u>第三</u> 号に掲げる基準に適合すると認めた場合 四千元 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準	三十六 の十八	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三十六</u> 条 <u>第一</u> 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（一戸建ての住宅）手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第二</u> 条 <u>第三</u> 号に掲げる基準に適合すると認めた場合 四千元 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準

	<p>に対する審査（一戸建ての住宅に限る。）</p>	<p>等を定める省令第一条第一項第二号イ （1）（i）の基準を用いる場合 三万四千円 （2）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ （2）（i）又は（3）の基準を用いる場合 一万七千円</p>		<p>に対する審査（一戸建ての住宅に限る。）</p>	<p>等を定める省令第一条第一項第二号イ （1）（i）の基準を用いる場合 三万四千円 （2）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ （2）（i）又は（3）の基準を用いる場合 一万七千円</p>
三十六の十九	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第四十一条</u>第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（共同住宅等に限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（共同住宅等）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二条</u>第一項<u>第三号</u>に掲げる基準に適合すると認めた場合 住戸の数が四戸以下 八千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円 住戸の数が四十六戸以上 七万三千円 ロ イに掲げる場合以外の場合</p>	三十六の十九	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十六条</u>第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（共同住宅等に限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（共同住宅等）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二条</u><u>第三号</u>に掲げる基準に適合すると認めた場合 住戸の数が四戸以下 八千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円 住戸の数が四十六戸以上 七万三千円 ロ イに掲げる場合以外の場合</p>

		<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ</p> <p>(1) (i) 又は (ii) の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 六万三千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千元</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千元</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ</p> <p>(2) (ii) 又は (3) の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 二万九千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千元</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千元</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 十四万二千元</p>			<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ</p> <p>(1) (i) 又は (ii) の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 六万三千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千元</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千元</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ</p> <p>(2) (ii) 又は (3) の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 二万九千元</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千元</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千元</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 十四万二千元</p>
三十六の二十	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第四</u>	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請(非住宅建築物)手数料	三十六の二十	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三</u>	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請(非住宅建築物)手数料
		認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める			認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める

<p><u>十一条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(非住宅建築物に限る。)</p>	<p>額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二条第一項第三号</u>に掲げる基準に適合すると認められた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 <u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 一万四千元</u> 床面積の合計が<u>千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千元</u> 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千元 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千元 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千元 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千元</p>		<p><u>十六条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(非住宅建築物に限る。)</p>	<p>額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二条第三号</u>に掲げる基準に適合すると認められた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 <u>床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千元</u> 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千元 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千元 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千元 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千元</p>
--	---	--	--	---

		<p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円</p> <p><u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円</u></p> <p>床面積の合計が<u>千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準</p>		<p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が<u>三百平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準</p>
--	--	--	--	--

		<p>等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <p><u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円</u></p> <p>床面積の合計が<u>千平方メートル</u>以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円</p>			<p>等を定める省令第一条第一項第一号ロの基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <hr/> <p>床面積の合計が<u>三百平方メートル</u>以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円</p>
三十六の二十一	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第四</u>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（複合建築物）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p>	三十六の二十一	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第三</u>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（複合建築物）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p>

	<p>十一條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(複合建築物に限る。)</p>	<p>イ 複合建築物の住宅部分 複合建築物の住宅部分について住戸の数が一戸の場合は一戸建ての住宅とみなして、住戸の数が二以上の場合は共同住宅等とみなして三十六の十八の項及び三十六の十九の項に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>ロ 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の非住宅部分を非住宅建築物とみなして三十六の二十の項に掲げる区分に応じて定める額</p>			<p>十六條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(複合建築物に限る。)</p>	<p>イ 複合建築物の住宅部分 複合建築物の住宅部分について住戸の数が一戸の場合は一戸建ての住宅とみなして、住戸の数が二以上の場合は共同住宅等とみなして三十六の十八の項及び三十六の十九の項に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>ロ 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の非住宅部分を非住宅建築物とみなして三十六の二十の項に掲げる区分に応じて定める額</p>			
三十七～五十六	【略】	【略】	【略】	三十七～五十六	【略】	【略】	【略】		
五十七	<p>食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の規定に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千円 (臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円)</p>	五十七	<p>食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の規定に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千円 (臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円)</p>		
		<p>調理機能付自動販売機営業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 九千六百元</p>			<p>喫茶店営業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 九千六百元</p>		
		<p>食肉販売業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 九千六百元</p>			<p>菓子製造業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 一万四千元</p>		
						<p>あん類製造業許可申請</p>	<p>一件につき 一万四千円</p>		

魚介類販売業許可申請手数料	一件につき 九千六百円 (臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円)			請求手数料	円
魚介類競り売り営業許可申請手数料	一件につき 二万千円			アイスクリーム類製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千円
集乳業許可申請手数料	一件につき 九千六百円			乳処理業許可申請手数料	一件につき 二万千円
乳処理業許可申請手数料	一件につき 二万千円			特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	一件につき 二万千円
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	一件につき 二万千円			乳製品製造業許可申請手数料	一件につき 二万千円
食肉処理業許可申請手数料	一件につき 二万千円			集乳業許可申請手数料	一件につき 九千六百円
食品放射線照射業許可申請手数料	一件につき 二万千円			乳類販売業許可申請手数料	一件につき 九千六百円 (臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円)
菓子製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千円			食肉処理業許可申請手数料	一件につき 二万千円
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千円			食肉販売業許可申請手数料	一件につき 九千六百円 (臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円)
乳製品製造業許可申請手数料	一件につき 二万千円			食肉製品製造業許可申請手数料	一件につき 二万千円

	請手数料	円			申請手数料	
	清涼飲料水製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			魚介類販売業許可申請手数料	一件につき 九千六百円 (臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円)
	食肉製品製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			魚介類競り売り営業許可申請手数料	一件につき 二万円
	水産製品製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円			魚肉練り製品製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円
	氷雪製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			食品冷凍冷蔵業許可申請手数料	一件につき 二万円
	液卵製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			食品放射線照射業許可申請手数料	一件につき 二万円
	食用油脂製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			清涼飲料水製造業許可申請手数料	一件につき 二万円
	みそ・しょうゆ製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円			乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千元
	酒類製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円			氷雪製造業許可申請手数料	一件につき 二万円
	豆腐製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千元			氷雪販売業許可申請手数料	一件につき 一万四千元
	納豆製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千元			食用油脂製造業許可申請手数料	一件につき 二万円
	麺類製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千元				

		そうざい製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			マーガリン・ショートニング製造業許可申請手数料	一件につき 二万円
		複合型そうざい製造業許可申請手数料	一件につき 二万六千円			みそ製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円
		冷凍食品製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			醤油製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円
		複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	一件につき 二万六千円			ソース類製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円
		漬物製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千円			酒類製造業許可申請手数料	一件につき 一万六千円
		密封包装食品製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			豆腐製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千円
		食品小分け業許可申請手数料	一件につき 一万四千円			納豆製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千円
		添加物製造業許可申請手数料	一件につき 二万円			めん類製造業許可申請手数料	一件につき 一万四千円
五十八	削除					そうざい製造業許可申請手数料	一件につき 二万円
						缶詰瓶詰食品製造業許可申請手数料	一件につき 二万円
						添加物製造業許可申請手数料	一件につき 二万円
				五十八	青森県魚介類	行商登録申請手数料	一件につき 千三百円

		行商及びアイスクリーム類 行商に関する 条例(昭和三十四年青森県条例第三号)第三 条の規定に基づき行商の登録の申請に対する審査	行商登録更新申請手数料 行商登録変更申請手数料	(従業員一人につき六百五十円を加算) 一件につき 千三百円 (従業員一人につき六百五十円を加算) 一件につき 六百五十円 (従業員一人につき六百五十円を加算)
<p>備考</p> <p>13 一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十四条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者、同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法<u>第四十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、三十六の十七の項、</p>	<p>備考</p> <p>13 一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二十九条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者、同法<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、三十六の十七の項、</p>			

<p>三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額</p>			<p>三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額</p>		
<p>4許可等 手数料の 表三十六 の十三の 項</p>	住戸の区分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の区分	<p>4許可等 手数料の 表三十六 の十三の 項</p>	住戸の区分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の区分
	住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満		住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満
	住戸の数が五戸以上十戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル以下		住戸の数が五戸以上十戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル以下
	住戸の数が	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以		住戸の数が	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以

	十六戸以上 四十五戸以下	上五千平方メートル未満		十六戸以上 四十五戸以下	上五千平方メートル未満
	住戸の数が 四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上		住戸の数が 四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
4 許可等 手数料の 表三十六 の十五の 項	住戸の数が 二以上	単位住戸の数が二以上	4 許可等 手数料の 表三十六 の十五の 項	住戸の数が 二以上	単位住戸の数が二以上
	三十六の十 三の項	この表の備考第十三項において読み替えられた表三十六の十三の項		三十六の十 三の項	この表の備考第十三項において読み替えられた表三十六の十三の項
4 許可等 手数料の 表三十六 の十七の 項	三十六の十 二の項から 前項まで	三十六の十二の項から前項まで(三十六の十三の項及び三十六の十五の項の規定が適用される場合にあつては、この表の備考第十三項において読み替えられた三十六の十三の項及び三十六の十五の項)	4 許可等 手数料の 表三十六 の十七の 項	三十六の十 二の項から 前項まで	三十六の十二の項から前項まで(三十六の十三の項及び三十六の十五の項の規定が適用される場合にあつては、この表の備考第十三項において読み替えられた三十六の十三の項及び三十六の十五の項)
4 許可等 手数料の 表三十六 の十九の 項	住戸の区分	単位住戸の区分	4 許可等 手数料の 表三十六 の十九の 項	住戸の区分	単位住戸の区分
	住戸の数が 四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満		住戸の数が 四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満
	住戸の数が 五戸以上十 五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル以下		住戸の数が 五戸以上十 五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル以下
	住戸の数が 十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満		住戸の数が 十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満

	四十五戸以下	
	住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
4 許可等 手数料の 表三十六 の二十一 の項	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上
	三十六の十九の項	この表の備考第十三項において読み替えられた表三十
		六の十九の項

1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4 許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、申請建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から三十六の十六の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。

1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規

	四十五戸以下	
	住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
4 許可等 手数料の 表三十六 の二十一 の項	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上
	三十六の十九の項	この表の備考第十三項において読み替えられた表三十
		六の十九の項

1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4 許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、申請建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から三十六の十六の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。

1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規

<p>定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法<u>第三十四条第三項</u>各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十七の項（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十四条第一項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。）の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十七の項（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十四条第三項</u>各号に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項まで（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築物を除く。）ごとの同表三十六の十七の項（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p>16 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十四条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受</p>	<p>定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法<u>第二十九条第三項</u>各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十七の項（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二十九条第一項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。）の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十七の項（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二十九条第三項</u>各号に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項まで（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築物を除く。）ごとの同表三十六の十七の項（第十三項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p>16 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第二十九条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受</p>
---	---

<p>けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第三十四条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項までの規定を適用する。</p> <p>17 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十七の項の規定を適用する。</p> <p>18 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十五条第二項</u>（同法<u>第三十六条第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十七の項までに定める額（第十四項及び第十五項に定める場合にあつては、第十四項及び第十五項に定める額）に、当該審査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。</p>	<p>けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第二十九条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項までの規定を適用する。</p> <p>17 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十七の項の規定を適用する。</p> <p>18 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第三十条第二項</u>（同法<u>第三十一条第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十七の項までに定める額（第十四項及び第十五項に定める場合にあつては、第十四項及び第十五項に定める額）に、当該審査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。</p>
--	---